

## 演奏会における当楽団の感染症対策の方針

当楽団で開催するイベント(演奏会)については、山形県の基本対処方針(令和3年11月24日付発表)を踏まえ、次の規模別及び性質別の要件を満たすことを確認し、かつ基本となる方針を定めて実施する。

### [イベントの種類・性質]

- 1 春季演奏会：定期演奏会(ブラスのひびき)
- 2 秋季演奏会：ブラスのひびき(定期演奏会)

大声での歓声・声援を伴わない吹奏楽のコンサート。ただし、楽器を吹く行為があるため、以下に定めた感染対策を講じる。

### [イベント収容率(山形県で定める対応レベルに準ずる)の基準判断]

- |        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 1 レベル1 | 100%での実施可。                          |
| 2 レベル2 | 100%での実施可。                          |
| 3 レベル3 | 100%での実施可。ただし地域の感染状況のより座席制限を検討。     |
| 4 レベル4 | 50%に制限を設けた上で地域感染状況により実施可、もしくは中止を検討。 |
| 5 レベル5 | イベントの中止。                            |

### [イベントの開催条件]

収容率100%以内で開催する場合は、以下の諸条件を守って開催する。

- ① 観客のブラボー等の声援を控え、拍手を推奨する。
- ② チケット半券への氏名、連絡先の記載。
- ③ イベント中は観客への飲食提供は行わない。ただし、レベル1～2の場合は検討可。
- ④ 奏者と観客の距離を2m以上確保する。確保出来ない場合は座席制限を設けること。

### [イベント開催時の感染対策]

- 1 消毒の徹底(感染リスクの拡散防止)  
→ ホール備え付けのものに不足があると判断される場合は消毒液を独自で準備する。

- 2 マスク着用の担保（感染リスクの拡散防止）  
→ マスク未着用の来場者への配布を実施する。ただし、健康上等やむを得ない事情により着用が出来ない場合は座席指定を行い対応する。
- 3 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）  
→ 有症状者の出演・入場を確実に防止するため、ホール入口での検温を実施する。また、有症状者が確認された場合はすみやかに隔離するとともに、入場させない措置を講ずる。
- 4 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）  
→ 出演者のリストを作成し、有事の際の一斉メール等の連絡手段を構築する。また、入場者には氏名・連絡先等を記載させ、連絡手段を確実に把握する。
- 5 大声を出さないことの担保（大声の抑止）  
→ 演奏会中に大声が出ないように、司会・パンフレット等で呼びかけを実施する。
- 6 密集の回避（演奏会の入退場や休憩時間における三密の抑制）  
→ 感染レベルに応じたプログラム構成（時間短縮、休憩時間を設けない措置等）する。  
→ 感染レベルに応じて座席制限を設けることで密集を防止する。  
→ 混雑が確認された場合は予定時間を前倒して開場を実施する。  
→ 退場時の混雑を避けるため、分散退場を実施する。
- 7 演者・観客間の接触、飛沫感染リスクの排除  
→ 感染地域から参加している演者は観客との接触を行わない。また、感染流行下にあった場合は演奏会前後に演者と観客との接触は極力控える。  
→ 必要に応じて控室を分け、地区外から参加する演者との接触は極力控える対策を講じる。
- 8 演奏会前後の行動管理（交通機関、演奏会後の懇親会等における三密の防止）  
→ 県外及び地域外の演者が公共交通機関を利用する場合、分散利用を推奨する。  
→ 演奏会後の大規模な懇親会等は県・市において推奨されない場合は実施しない。

以上の独自基準を設け、感染対策を講じて演奏会を催行する。

酒田吹奏楽団

団 長 富 樫 久 作

実行委員長 岡 部 祥

附則(酒吹発第2号 令和2年12月15日発表内容を一部改定)

上記方針は令和4年6月12日以降の演奏会事業から反映する。